

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会

《東淀川区》

■日 時：平成29年1月21日(土) 14:00～16:03

■場 所：東淀川区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

松井大阪府知事です。

金谷東淀川区長です。

続きまして、事務局をご紹介します。

田中副首都推進局理事です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の福岡です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局理事の田中より本説明会の開催趣旨についてお話をさせていただきます。

(田中副首都推進局理事)

改めて、副首都推進局理事の田中です。本日はお寒い中、総合区・特別区に関する意見募集・説明会にお越しいただきましてまことにありがとうございます。

後ほど市長より本日の説明会を開催するに至った背景などについてご説明させていただきますけど、私からまず簡単に本説明会の開催趣旨を申し上げさせていただきます。

大阪府と大阪市では、副首都大阪の実現に向けた取り組みとともに、それにふさわしい行政組織としてどのようなものが市民の方々や大阪の発展にとって一番すぐれているのかということ府市が一体となり取り組むため、昨年4月に大阪府と大阪市の共同組織として副首都推進局を設置し、新たな大都市制度の検討を進めているところでございます。この検討をより深く進めていくためにも、総合区制度、特別区制度について市民の皆様からのご意見をお伺いし、今後の制度案づくりの参考といたしたく、本日、このような意見募集・説明会を開催している次第でございます。

本日の意見募集・説明会は、大阪市が行政として開催するものでありまして、制度案の優劣をつけたり、どちらの制度を選択していただくという場ではございません。制度と関係のないご意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日皆様から多くのご意見をお伺いすることができるよう、できるだけわかりやすい説明に努めてまいりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

(司会)

続きまして、金谷東淀川区長よりご挨拶申し上げます。

(金谷東淀川区長)

ご紹介いただきました区長の金谷でございます。本日はお寒い中、またお忙しい中多くの方がご来場いただきまして本当にありがとうございます。

今、副首都推進局のほうからご説明ございましたように、本日の説明会は総合区制度、特別区の制度につきまして、今後の区のあり方も含めて重要なテーマでございます。区民の皆様方の住民サービスにも密接に関係することでございますので、よろしくお願ひします。

私は公募区長といたしまして平成24年に区長に就任させていただきましたが、その後、ニア・イズ・ベターの観点から区長の役割が大きく強化されております。私は区長であると同時に区シティ・マネージャーと区担当教育次長という責務を担っております。区シティ・マネージャーとは、区内の基礎自治に関する施策や事業につきまして、住民の皆様方により身近な区長に権限や責任を移譲することで、これまでのような24区一律ではなく、地域の特性に応じた総合的な施策展開を図っているものでございます。当区におきましてもそれをさらに発展させ、区の西部地域におけます多様な主体の連携、協働によりまちづくりを進めているところでございます。西部地域では、阪急の連続立体交差工事が進められており、都市基盤の進捗が進んでおります。また、未利用地が多く点在しております。これまでであれば所管しております各局が個別に事業を展開し、未利用地につきましても個別に売却してまいりました。そこで、区長マネジメントのもと、地域、企業、行政で組織するまちづくり協議会を設けまして、区長マネジメントのもと、関係者で連携を図りながら総合的にまちづくりを進めております。このように、シティ・マネージャーはもとより分権型教育行政を進める中で区長が教育委員会の区担当教育次長といたしましての立場から広く区内の保護者、地域住民の皆様方や学校長の意見を聞きながらそのニーズを捉え、子どもたちの教育環境の充実を図っております。具体的に当区の中では、児童の減少が著しい小規模校となりました西淡路小学校と淡路小学校を昨年の4月に統合いたしまして、道路を挟んで隣接いたします淡路中学校とともに大阪市内で初めて隣接型小中一貫校をスタートさせ、小中連携の一貫教育を図り、英語教育、またICT教育も含めまして子どもたちのよりよい教育環境の充実に努めておるところでございます。このように、区といたしましてはいろんなことで権限を含め地域、企業、行政が連携しながら、住んでよかった、住み続けたい東淀川区の実現に取り組んでいるところでございます。

本日は、限られた時間でございますが、区民の皆様方とともに今後の区のあり方についての意見交換をさせていただき非常に貴重な時間だと考えております。ぜひ皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続き、お手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここままで約1時間程度を見込んでおりま

す。その後、皆様方より説明内容に対するご質問やご意見をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、よろしくお願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんにちは。市長の吉村でございます。

きょうは1月の本当にお忙しい時期で、それから寒い中、本来であれば皆さんお昼下がりでですから家でゆっくりされたり、趣味に時間を使われたりというときだと思っておりますが、その貴重な時間をいただきましてご参加くださいますと本当にありがとうございます。まず最初に感謝申し上げます。

きょうの説明は制度の説明だからちょっとわかりにくいかもしれませんが、できるだけわかりやすく説明したいと思います。政策であればわかりやすいですね。個々の政策であれば。東淀川区の例えば待機児童どうしますか、東淀川区の高齢者の皆さんの施策どうしますか、個別の具体的な政策であれば非常にわかりやすいんですが、制度というのはちょっとわかりにくいところがあります。でも大事なものは、それぞれの政策というのはそれを実行する制度、仕組み、組織があって実行されてますので、まさに政策の土台になるようなものですから、これからの大阪がどういった行政組織、土台をしっかりとつくっていくべきなのかということで、僕は非常に大事なことだと思っております。そういった意味で、24区全部回らせていただいてこの説明をさせてもらってます。それからきょうは政治集会じゃありません。政治集会じゃないのでこっちの案に賛成してください、こっちの案に反対してくださいとか、そういうことを言うつもりはありませんが、何で大阪に改革が必要なんですか、大阪、今のままでいいんじゃないの、何で改革する必要あるの、じゃ、改革するってどんな制度があるの、そういったところを皆さんにご紹介したいと思います。それからまた皆さんからいろんな忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

まず少しちょっと振り返りなんですけど、この大都市の制度については、皆さんもご承知です。一昨年5月17日に住民投票を行いました。どういったものかといえば、大阪市を5つの特別区に再編すると。何でそれをするんですかといえば大きくは2つです。1つは住民自治を拡充する。つまり住民の皆さんの身近なところで身近なことを決定できる仕組みをつくっていきましょう。住民自治を拡充するという1つの目的。そしてもう一つが広域機能を大阪市もやってる、大阪府もやってる、大阪全体の成長戦略とかそういった広域機能が二重になってる、これを一元化していきましょうよ、大阪府へ一元化していきましょう、一本化しましょう、意思決定を統一していきましょうということをやった。これを大きな2つの意味として皆さんに住民投票で問いました。その結果、皆さんもご承知です。賛成が69万票、反対が70万票。1万票の差、0.8ポイント差ですけども、反対が多かった。ですので一昨年5月に行われた特別区の案というのはバツ、否決ということになりました。ですので今具体的な案はありません。ただ、そういった状況ですけども、大阪の課題というのは解決していかないといけないよなということで、一昨年、私も松井知事もそうでした。

ども、皆さんに、確かに5月に否決されたけれども、もう一度この特別区の案というのを修正版をつくらせてほしいというのを皆さんにお訴えして、今の私と松井知事がいるという状況であります。そして議論を続けてるといふところでもあります。

じゃ、大阪何が問題なのということなんですけど、1つは人口減少、超高齢化社会、これは日本全国で進んでますが、大阪もかなりの速度で進んでる。この現象に対してどう対応していくのか。それから、東京の一極集中が物すごく進んでる。一方で大阪の低迷が進んでる。本来この大阪というのは、東京が一極の軸であれば、東西二極のもう一つの一極を担うような、そんな副首都と呼ばれるような成長する大阪を目指すべきだというのが基本的な考え方です。ここにあります大都市を再生させることで日本を成長させていこうと。必要な大阪の都市機能を強化して、二重行政も解消して、大阪の都市機能を強化していかなきゃいけないんじゃないんですかという問題意識です。そしてもう一つが、当然大阪の都市機能を強化して、経済も強めて、そして税収も増やして財源を増やすというのは、これは当たり前のことですが、ただ、いずれにしても財源というのは限られてくる。天からお金が降ってくるわけじゃありません。皆さんが汗水垂らした税が財源になるわけですから。そうであるならば、限られた財源というのをいかに最適な皆さんの住民サービスに充てていくのか。それは皆さんの身近なところで決定、実行できる仕組みというのをこれからつくっていく必要があるんじゃないんですかというこの2つの大きな問題意識を私は持っています。これを解決するのが大阪の大きな僕はこれからの役割だというふうに思っています。

これは人口の動向です。これどうなってるのということなんですけど、上が東京都です。赤が大阪府、緑が愛知県です。東京都はこういった形で右肩に上がってきてます。これが現在です。これが過去。大体1965年から2040年ですからかなり長いスパンで見た傾向です。東京はぐっと上がってきてますが、これから人口減少に入っていきます。大阪府はぐっと上がってかなり人口が多いところで推移し、ですので高齢化が進むわけですが、そして人口は減少していく。ここで少子高齢化がかなり進んでいく、人口減少が進んでいく傾向にあります。愛知県はこういうふうに上がって行ってますが、下がりますがその傾向は緩やかだと。それが市町村になればより如実になってきます。ブルーが横浜市ですね。右肩にぐっと上がってきてます。下がりますがこの程度。名古屋市はほぼ横ばい。大阪市はどうかという非常に多かったんですけども、こういうふうに下がってきてる傾向。下げ幅が大きい。これからの人口動向で見ると、非常に大阪の人口は高齢化社会で人口減少社会に突入していくということになります。

じゃ、経済のシェアというのはどうなのかといえば、これは東京都の経済のシェアです。下の黒が愛知県と神奈川県。赤が大阪です。これは大阪府のほう。このあたりは10%の全国的なシェアを占めてますが、これがだんだん減ってきてるという状況です。これもかなり長い軸で見えます。これは大阪市で見るとより一層顕著なんですけれども、名古屋市や横浜市というのは横ばいになってますが、大阪市というのは全国に占める経済のシェアというのが右肩で下がってきてるという状況、大きく見ればそういう傾向にあります。これを何とか上へ上へ持っていかうとやっていますが、大きな傾向で何十年という単位で見るとこういった傾向にあるというのが今の現状です。

じゃ、資本金1億円以上の大きな会社が増えてますか、減ってますか、どうなってます

かということです。東京都は増えていってる。神奈川もそうです。片や大阪府というのはマイナス259ということですね。これを市町村で見ますと東京は600と増えてますが、名古屋も少し減ってます。しかし如実に減ってるのはやはり大阪市、マイナス230ということで、ほとんど259のうち大阪市ですけれども、大阪市にある大企業が東京あるいはそのほかへ流出してる、あるいはなくなってるというのが今の現状です。

これは事業所の規模です。事業所どうなってるの、事業所がどれだけ集積してるの、どこに集まってるのというところの地図です。ここが大阪市ですね。この大阪市を見ますと、このブルーのところ濃ければ濃いほど事業所が集積してます。だから大阪府の南のほうの山間は白くなって余り事業所がない。北もそうですけど。ブルーが濃ければ濃いほど事業所が集積してます。これが大阪市域の外にどんどん広がってるというのが今の現状です。かつての歴史を見たら、大阪ってどうやって成長してきたのといえ、やはり大阪市域を中心に大阪は成長してきました。これは紛れもない事実なんです。大阪市域に人も集まり、そして企業も集まり集中し、そして大阪の成長というのを下支えして大阪は成長してきました。それが、大阪市の範囲にとどまればよかったんですが、これがどんどん今外に広がってきてるというのが今の現状であります。そんな中で、じゃ、大阪全体の経済の成長というのはどこが担ってるのといえ、1つは市長である私が担う。そしてもう一つは知事が担う。大阪市域については市長、大阪府域、市域外については知事がということで、非常に狭いエリアの中で、事業所が外に広がってるにもかかわらず、大阪の全体の成長というのは大阪市長と大阪知事が二重にやっていってる。狭い範囲の中で府と市それぞれが広域行政を担当してるというのが今の現状であります。

それから大阪府といえ非常に皆さん大きいと思われるかもしれませんが、実は物すごい小さい都道府県です。全国で47都道府県ありますが、その中で下から2番目、物すごい小さい都道府県になります。47分の46が大阪府。大阪市も広域行政をやるという意味では非常に僕は小さいと思ってます。というのは大阪市は政令市というんですが、政令市は大都市として位置づけられてます。この大都市の政令市、全国に20ありますけれども、20ある政令市のうち大阪市の面積というのは下から4番目に小さいんです。ですので非常に小さなエリアに大阪市を中心としながら成長し、大阪市と大阪府が二重に重なり合って広域行政を担当してる。ほかの地域では見られないような現象になってるのが今の大阪です。これをこのまま市長も知事もそれぞれ別々にやっていっていいんでしょうか、それで本当に大阪は成長するんでしょうかというのが問題意識です。

じゃ、今何もしてないのといえそうじゃありません。今、前の橋下市長と松井知事がやり、そして今は僕と松井知事がやっていますが、こうです、基本的な考え方。今確かに市長と知事は別々だけれども、やはり大阪全体の経済を成長させようというのであれば、やっぱり市長、知事、一緒にやっていこうと。府市、これまで府市合わせ（不幸せ）と揶揄されてきましたが、ただもうそれはやめて、府市共通で全体的な成長とかそういうところに取り組んでいきましょうよということを今やっています。大阪の成長戦略というのも共通なものをつくって、そしてそれを実行していってる。グランドデザイン・大阪と。これは大阪のまちづくりに関してです。そういうのも一緒のものをつくってやっている。大阪の観光戦略についてもそうです。これまでこんなことは考えられませんでした、市と府が1つになって大阪観光局というのを合同でつくりました。大阪観光局は市も府も関係なく

大阪の観光戦略というのをどんどん展開して海外にPRしたり、そういった観光のいろいろな実践というのをやってくれています。結果、観光というのは日本全国伸びてますが、今一番伸び率が高いのは大阪なんです。一番多く来てるのが大阪。それから先日ニューヨークタイムズでも報じられましたが、ことし世界中で行くべき52の場所というのに大阪もランクインされてる。京都とか東京じゃなくて大阪がランクインされてる。いろんなところで大阪の観光戦略というのも市、府一緒にやろうということでやっていってる。

それから、津波対策なんか、大きな災害対策もそうです。これは大和川を隔てて津波の種類変わりませんので、じゃ、防潮堤どうするのと、そういった計画についても大阪市と大阪府が一緒のものをつくって一緒に計画を立てて進めていってるという状況。ほかもそうです。要は大阪市、大阪府、これまでばらばらでやってきたけれども、これじゃやっぱり大阪の成長というのは阻害される、府市共通の成長戦略を立ててやっていこう、そして今実行してるというのが今の状況です。

これは一例です。これ本当に一例と思ってください。高速道路です。高速道路というのは、成長する都市は高速道路というのが環状線が非常に発達するんです。これはどの都市見てもらってもわかるんですけども。例えばこれ東京ですが、こうやって環状線が内からどんどん広がっていってるという状況ですね。何で環状線が要るかというと、例えば港の物流で入ってきたものというのが、環状線がなければ全部都心に入っていきますから。交通渋滞も巻き起こして経済活動を阻害するわけです。外を走ってほかに抜けていくようなものがあつたほうが、入ってきても抜けていくと。本当に必要なところだけ入ってこなきゃいけないのに、環状道路がなければ経済というのは成長しない。じゃ、大阪というのは日本の第二の経済都市と言われてますからよっぽど環状線が発展してるんでしょうねといえ、そういった都市成長の戦略というか、これまでなかったんです。市と府別々にやってました。まずこの環状線、例えば阪神高速の環状線というのはあるんですが、これいつも阿波座で渋滞してますでしょう。あそこは本来環状線があれば入ってこなくてもいいような車、約30%ぐらいが全部入ってきてるんです。例えばこの港の物流で本来市内に入る必要がない車、トラックなんかも環状線に入ってきますから常に阿波座付近で渋滞する。じゃ、これ普通どうするのと考えれば、外側の環状線をつくります。そうすると港の入ってきたものがこう抜けていけるとかさまざま都市機能が高まるわけです。じゃ、これを何で今できてないの。今ちょうどミッシングリンクと言われてました淀川左岸線の延伸部です。豊崎から入って行って門真に入っていくこの分がすぽっと抜けてました。これつくるのは、じゃ、誰がつくるのといえ、大阪市長だけではつくれません。大阪府知事だけでもつukれない。市長と知事が一緒の方向を向かないとつukれない、そんな道路です。北区の豊崎から入ってきますからこころは市長の権限。財源も権限も市長。そして門真に抜けたら大阪市域外に出ていきますから、これ抜けたら知事の権限ということになりますから、市長、知事が協力関係に立たないとできない道路。これまでこういった道路も、じゃ、市長と知事でしっかり話し合っで本気で取り組んできたかといえ、僕はそれは非常に不十分だったと思います。その理由は、結果何もできてないんです。今、僕と松井知事でこれは要るよねということいろんな話し合いもして事業をするということの決定をしました。これは国も当然協力してもらわなあきませんから、大阪市と大阪府が1つの方向を向いて国にこれやってくれよといえ、これは国もやるということになるんです。そ

れで実際国はこれでわかりましたということで、来年度の予算からこれをつける、事業化の決定ということまでなりました。ですのでこれは、できるのはちょっと先ですけどね。2032年ぐらいになります、これが完成するということになる。そのめどもついてます。こういったものが府市別々にやってる府市合わせ（不幸せ）の状態やと道路1つできない、環状線1つできない、都市戦略すら描けないというのが僕は今の大きな大阪の問題だろうというふうに思ってます。これまでは大阪市長が大阪市域の中だけでやってれば大阪も成長したのかもしれませんが、ただそれが広がってきてる中で、大阪市域の中だけでは弱いし、大阪市と大阪府が一体になってこの大阪の全体の成長というのを考える時期に来てるんじゃないのかなというふうに思ってます。これはあくまでその一例です。

それともう一つの問題意識が、市民の皆さんの住民サービスをいかに充実させるか。大阪市というのは結局市町村なので、市民の皆さんの住民サービスをいかに充実させるのが一番大事だと思ってます。でもその財源というのは限られてきますよねと。限られた財源をどう使っていくかというところで、住民の皆さんの身近なところでしっかりと住民の皆さんも見て、そして決定できるような仕組みがあったほうがいいんじゃないか。身近なことを決めるのが遠いところにいる人に決められている、こういった状態を解消していったほうがいいんじゃないでしょうかという問題意識です。

児童虐待も住民サービスの必要性が高まっているということの一例ですけれども、これ10年ぐらいの単位で見た児童虐待の相談件数ですが、700件から4,500件ぐらい、7倍ぐらい増えていってます。待機児童、これもよくニュースになって、私もいろいろやっていますが、待機児童についても実は大阪市域の中でも待機児童を解消するニーズが高いところとそうじゃないところに分かれています。そういったものを僕一人で見ますが、こういったものはやっぱり地域の特性に応じて決定できるような仕組みがあったほうがより住民サービスというのは充実するんじゃないでしょうかということのあくまでも一例です。例えばこれですけど西区、物すごい待機児童が多い。城東なんかも多いですね。天王寺なんかも多いです。じゃ、これ見るとこっち側、西成とか平野区、東住吉というのはほとんど待機児童がないというような状況です。これ待機児童の定義の仕方に僕はちょっと問題あると思ってるんですが、ただ傾向は間違いなくこういう傾向になってます。つまり大阪市域の中でも、待機児童に限らずですが、住民の皆さんが求めるニーズというのはこれからどんどん細かく、そして増えてくると思うので、そういったものを身近で吸い上げて決定できる仕組みというのが要るんじゃないでしょうか。パイが同じとしたらということです。パイが同じとしたらそれが必要なんじゃないかということです。

じゃ、それをするに当たって大阪市というのは本当に適切な状況になっているのですが、大阪市というのは270万人います。人口270万人で市長が1人と。これ都道府県で見ると、広島県が大体280万人、京都府が260万人。だから大阪市というのは京都府と広島県と大体同じぐらいの規模の都市です。ですので一個の大型の都道府県と同じぐらいの人口規模がある。そういった大都市において本当に住民の皆さんに身近なサービス、基礎自治のサービスとありますが、それって問題なくできてるのということは国でもいろいろ議論されてます。ここに書いてるのは大阪市が言うことではありません。大阪府が言うことでもありません。国で議論されてることです。大都市においてはどうしても市役所の組織というのは大規模化してきますね。それからカバーするサービスの範囲も非常

に幅広くなりますね。結果、個々の住民とは遠くなる傾向がありますね。これをどうやって解決していきますか、解決する必要がありますねというふうに今国でも答申をされています。まさにこれは大阪市でも当てはまると私は思っています。

じゃ、そのために今の大阪市って、今の制度の中で何をやってるんですか、何もやってないんですかといえば違います。これは今の制度の中でできる限りのことはやろうということで、前の橋下市長から僕も今もしっかりやっていますけれども、できるだけ区長に権限を持ってもらおうということにしています。局が持つ権限とか財源をできるだけ区長に渡していこうと。それから区長を局長よりも上位に格付けしていこうと。ちょっと局長とか皆さんご存じないかもしれませんが、実は区役所というのは出先機関です。大阪市の組織としては。僕は中に入って思いますが出先機関です。いろんな窓口サービスを受けますが、個々のことについて大きな政策、住民の皆さんのサービスについていろんな企画をして政策立案して実行してやっていくという部隊ではありません。これは24区の出先機関です。じゃ、それはどこがやってるかといえば、中之島の本庁に集まっています。一部ATCにもあるんですが、要は中之島の本庁にどかんとあるんです。僕も常にそこにいますけれども、中之島の本庁にあって、組織でいうと市長がいて、その下に副市長というのが3人ぐらいいます。その下に局長と言われる、例えば子どものことを考えるんやったらこども青少年局とかいろんな局があるわけですね。財政局とか都市整備局とかいろんな局があるんですけど、その区長が副市長の下にいます。大体20人から30人ぐらい局長というのがいる。その下に理事というのがいます。大体70人から80人ぐらいの理事というのがいる。その下に部長というのがいます。200人から300人ぐらい。区長って今まで皆さんどこに充てられてたと思いますか。部長扱いだったんです、これまで。これまでずっと部長。一部北区とか例外的な区はあるんですけど、基本的に部長扱い。市長、副市長、局長、理事、部長がいる中で、区長というのは皆さんすごい偉いと思われるかもしれませんが部長だったんです。ただ、それやったらだめやろうと。住民の皆さんに身近なところは身近にやっていくにはもっと組織上も上にせなあかんよねというので、今区長というのを局長よりも上位に格付けをする。できるだけ権限、財源を渡して、先ほど金谷区長からも話ありましたが、今までの区長じゃなかなかそういうこともやれなかったですけども、それぞれの区でいろんなことを考えながら区長が実行できる仕組みというのを今つくって現にやっていっています。その人材についても、今までは組織の中で人事順送りの区長を決めていくというやり方でしたが、今やめました。今区長については公募です。公募というのは外部の公募も内部の公募も含めて公募でやっています。つまり市役所の経験がなくても民間の皆さんと同じような感覚を持たれて区役所をこうしたいと意欲を持ってやる人、手を挙げる人、そしてちゃんと組織もまとめられるような人、優秀な人集まってくださいというのをやっています。それと同時に、役所の組織の中でも公募し、人事順送りじゃなくて私はこういうふうに区政を変えていきたいとやる気のある職員が手を挙げる。内部、外部一緒に合わせて今選考してる。多様な人材を確保しようというので公募区長というのをやっています。今回の金谷区長もその公募区長の一人です。内部から上がってきてますけれども、しっかりやっぱりやってくれます。

区政会議ということで、区民の皆さんもできるだけ参加できる仕組みというのをつくっていきましようねというようなことも区役所の中ではやっていっています。

その結果、じゃ、どうなったのといえ、やはりこれまでなかなかなかったですけど24区の区長がそれぞれの取り組みをやってもらえるようなことに今なっていていきます。例えば先ほども話ありました東淀川であれば東淀川区西部地域まちづくりということをやっていますし、例えば西成ではプレーパーク事業といって廃校を使ってどんな遊びをしてもいいよと。子どもの遊び場がないから廃校を使ってどんな遊びをしてもいいよというようなことをやったりもしてる。天王寺であれば子育てクーポンというのをつくったりとか、いろんな地域、地域で取り組みをしています。阿倍野であればあべの筋の魅力づくりということで阪堺電車の芝生化というのをやって僕も行きましたけど、阿倍野駅の阪堺電車のチンチン電車のところを芝生化するとか、そういったことを区長の取り組みで、なかなか市長として目が行き届きにくいようなことも区長が今しっかりやっていっているというような現状です。

もう一つは教育行政についてです。教育行政もこれまでは教育委員会だけがやるという話だったんです。市長も関与しない。当然区長は部長級ですから一切関係ないというような話だったんですが、これはもう変えていこうというので大阪市でいろんな条例もつくって変えていきました。国もそれに追随してそのやり方でやろうというので国の法律も変わりました。だから今全国的に市長は教育委員会と一緒に議論しながら大きな方向性について定めていったりすることができるようになってる。これ今実行してやっていっています。区役所においても区長がそういった区の教育行政にいろいろ関与してよりよいものにしていこうというのできるような仕組みをつくっています。例えばですけど、これもこんなのは今までは考えられなかったですけども、学校を使って放課後に民間の塾に入ってもらって、塾代クーポンというのも使いながら、まさに学校を使いながら、なかなか塾にも行けないような子どもたちが学校の放課後事業で勉強することができるような、そんなことも一部の区長のアイデアで始まったりもして、今実際に実行していったりもしています。学校を使うのは教育委員会ですから、教育委員会以外がどうこう言うというのはなかなか難しかった、区長が言うってなかったんですけど、区長のアイデアでそういったことも進めていっている。教育行政にできるだけ多様な人材、区長も入っていくようにしましょうというようなこともやっています。先ほど金谷区長も言っていましたけれども、東淀川でもいろいろ一生懸命頑張っているという状況であります。

大阪の大きなもう一つの課題というのは、やっぱり財源というのが限られてくる中で、いかに住民の皆さんに身近なところで決定できる、実行できる仕組みをつくっていくか、これを広げていく必要があると思っています。今やっています。今の制度の中でできる限りのことはやっていますが、これからのことを考えるとこれじゃ足りない。もっともっと制度自体を抜本的に変えてでもそういった趣旨を全うできるような仕組みに変えていく必要があるんじゃないんですかというのが2つ目の大きな問題意識です。

そういったことを実現するために、今知事と私で副首都推進本部という部局も設置して、制度というのはどうあるべきなのか、そんな議論を今進めていっています。副首都というのはどうあるべきなのか。経済を成長させ、そして住民の皆さんが豊かに暮らしていく、そんな副首都を目指していく姿というのはどうあるべきなのかというのを今進めてやっています。

これは1つの一例ですけども、ちょっと文字が多いので、例えばここですが、首都機

能のバックアップ、これは大阪が副首都として目指すべき機能だろうというふうなことで今話をしています。例えばですけれども、東京で今この瞬間大きな地震が首都圏で発生して首都機能が崩壊したとき、日本はどうなるのでしょうか。政治、経済、全てが今東京一極集中の中で、東京でそういった大きな地震が起きてごたごたとなったときに、どこが日本を支えるんですかといえば、今はこれはありません。でもこういったことを大阪がやるべきじゃないか、大阪はそういったまちを目指すべきなんじゃないか、そういった議論も進めています。それ以外に西日本の首都とありますけど、いろんな経済の中核機能を高めるとか、そんな将来の大阪像というのを議論しています。そんな中で、そういった都市を目指すのであれば今の大阪市の体制というのは本当に適切なのかな、そこもしっかりと検証すべき時期に来てるんじゃないのかなということを今議論しています。

じゃ、そのための制度というのはどんな制度があるのということですが、2つあります。総合区という制度と特別区という制度。これが法律上認められています。まず1つ、総合区という制度はどういう制度かという、大阪市という行政体は残ります。存続します。その上で、自治住民の拡充については総合区長という新たに法律で認められた区長にできるだけ権限を渡していこう、区長の権限をさらに強化していこうということでありまして。それから、じゃ、大阪市と大阪府のさっき言った二重行政とか都市機能というのはどうするのということですが、これは解決策としては協議、話し合いです。結論からいうと。大阪市と大阪府で会議体をつくりましても、最終的にはどこでやるのという話し合い。まさに今私と松井知事がやってるようなことを続けていきなさい、政治家なんだから話し合いで解決しろよという価値観が背景にあるかと思います。もう一つが特別区です。これは大阪市という行政体は廃止です。その上で特別区という区をつくっていきます。その特別区の区については住民の皆さんが直接区長を選挙で選びますから、まさに住民自治の拡充という意味では住民の皆さんが身近な区長を選挙で選び、そしてその区長に決定権、予算もある、そこで実行していくという制度です。ですので区長を選び区議会を選んでいくということになります。それから大阪市と大阪府の二重行政、都市機能の強化はどうするのというのは、これはもう一体化です。今松井知事が来てますけど、松井知事と僕を合わせるということ。組織として合わせていく。新しい大阪府に広域機能については一元化していくということをするわけです。それで大阪全体の成長を図っていく。制度として解消すると。二重行政を制度として解消するという考え方です。

この後職員から詳しく制度については説明をいたしますが、簡単におさらいしますと、総合区のトップは誰ですかといえば、これは市長です。大阪市が残りますから大阪市長。じゃ、区長はどうやって選ぶのといえば、議会の同意を得て市長が選びます。今の市町村、地方自治というのは市長が全て決めるわけじゃない。市長が住民の代表として居て、そしてもう一つは議会が住民代表としている。二代表制と言われるんですけど、車の両輪みたいな状況になってるのが今の地方自治ですから、市長も選び、そして議会もオーケーという、まさに住民の皆さんからの裏づけがあるような区長をつくる。特別職ということになります。この特別職というのは副市長とかああいうのと同じようなポジションになるということです。教育委員会は市に1つ。大阪市が残りますので1つです。それから予算編成についてですが、総合区長は、この区についてはこうやるべきだということを市長に意見する権利が法律上認められるということになってます。それから総合区というのは一部の

区だけに導入することも法律上は可能です。可能ですが、今回ご提案するのは一定合区したものを皆さんにご提案します。それはどうしてかというところ、そもそもこの総合区をするというのも一定の組織、権限がないとできないですから、人員も当然必要になってきます。大阪市長が持っているこの権限を総合区に分配していく。まさに分権していくのが1つの考え方ですので、一定のまとまりがないとできないですから合区するというのを皆さんに提案してます。そして特別区については自治体のトップは誰ですかといえば、これはもう区長です。選挙で選びますので。そして教育委員会もそれぞれの特別区ごとにつくります。区議会ができ、予算編成も区長がやります。条例の提案も区長。特別区は1つの自治体です。1つの市町村ということになります。

制度はちょっとあと話しますが、私が皆さんにお伝えしたいのは、今の大阪市の制度はやっぱり変えていく必要が僕はあると思ってます。今の大阪の課題、住民自治をどうやって拡充していくのかというところで、やはり僕は皆さんから非常に遠いところにいると思います。これをいかに皆さんに近づけていくか、近いところで決定して実行していく組織をつくっていくのかというのが僕は非常にやはり大事になってくるだろうというふうに思います。それからもう一つは大阪市と大阪府の二重行政になってる、それぞれ広域行政をこうやって2人でやってる。今東京は小池さんが一生懸命頑張ってますけど、小池さんが2人別々の人がおるようなものでね。大阪においては。ここの広域行政について迅速な意思決定と強力な意思決定ができる仕組みというのもやっぱりこれは考えていかないといけないんじゃないでしょうか。これは大阪の大きな制度上の課題だと思っています。その中で特別区と総合区という制度がありますので。きょうは冒頭申し上げたとおり政治集会じゃないですから、なかなかこっちを選んでください、あっちを選んでくださいとは皆さんには言わないですが、大阪の課題というのはこういうことがあるんだな、それから大阪の制度をこういうふうに変えていく必要があるんじゃないのか、あるいはこの制度というのはこういうのがあるんだなというのをぜひ知っていただきたいと思いますし、ここはどんなだという意見があればいろんな意見をお聞かせいただきたいと思います。

本日はどうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の福岡より資料に基づきましてご説明させていただきます。

(福岡副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の福岡です。私からはお手元のパンフレットに沿って説明いたします。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっており、第1部では、大阪における新たな大都市制度について説明いたします。第2部では今回取りまとめた総合区の概要について、第3部では特別区制度の概要を、今から約30分強説明いたします。座らせていただきます。

では、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明との重複もありますが、大都市の現状・課題をごらんください。大

阪市や横浜市などの大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があるとされています。詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充について、大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合でいいますと、政令指定都市の大阪市と都道府県の大阪府がそれぞれ同じような仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下、国において法律が整備されました。1つは左側、総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、都市内分権とありますが、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側の特別区の設置です。法律の名前の下に「○「特別区」の設置」とありますが、政令指定都市、大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

その下の枠に、こうした状況の中で大阪府と大阪市が取り組んだ改革として、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは、大阪市を廃止し5つの特別区を設置するものでしたが、さらにその下の四角、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然残されたままであり、それらを解決するため、引き続きたゆまぬ取り組みが必要となっています。

次の4ページ「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては先ほどの市長の説明と重なるため省略いたしますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢社会などの課題に取り組む必要があることを示しています。

さらにめくっていただいて7ページの総合区制度、8ページの特別区制度については、この後それぞれの制度の中で詳しく説明いたします。

なお、7ページ一番下にひとくちメモとあります。ご参考としてところどころに用語の説明をつけています。

以上が第1部の説明です。

では、続きまして、第2部「大阪における総合区の概要」を説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内の概要の位置づけですが、これから説明する総合区制度の概要は、大阪市としてこれで行きたいと固めた案ではなく、皆さんからご意見をいただくための素材としてまとめたものです。今後、この意見募集・説明会を通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会でのご議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

では、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要についてです。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中段の（2）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度です。右側が、今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目の区の位置づけに示すように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も市の内部組織になり

ます。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長で、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、条例で定める仕事となります。これらは、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算編成の際、市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民によるリコール、すなわち解職もできます。

なお、総合区の制度は、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区のみを導入も可能ですが、今回お示しする総合区の概案では、合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区設置の意義、効果及び課題を説明します。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

その下に、総合区の設置により、局と総合区の仕事がどう変わるのかを図で示していますが、後ほど具体例で説明します。

次に、総合区設置で期待される効果と課題について、その下の枠をごらんください。左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速、適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散することで、職員数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保が各区ごとに必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区の導入に際しては、一番下の網かけですが、総合区役所の仕事の拡充が図られる反面、効率性、専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中段、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、A案からC案の3つを設定しました。A案（現行事務＋限定事務）は、その右、現在の区役所事務に加え、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民に身近な仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、守口市や松原市などの一般市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市よりも広い範囲の行政サービスを提供する中核市、例えば東大阪市や高槻市などが提供している仕事を基本に、総合区が

事務を行います。わかりやすくいうと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の事務が増えます。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案も、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明しますが、これらは総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れたように、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来推計人口が約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定して、それぞれ5区、8区、11区としています。

ここで補足ですが、総合区の導入に当たって必ず合区をしなければならないわけではありません。しかし、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員数の増加が見込まれ、24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討いたします。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

続いて、14ページをごらんください。事務分担ですが、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。

真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区の仕事、すなわち区役所の仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在、局で実施中の仕事は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かれます。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区設置後も引き続き中之島の本庁などの局が実施する仕事であり、例として表の右側、1つの自治体、大阪市として実施する仕事、例えば条例や予算など、市域全体の観点から実施すべき仕事、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備など、住民サービスの統一性、一体性が求められる仕事、国民健康保険事務などがあります。

その下の段、②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民に身近な行政サービスを総合区に移すものですが、上記の仕事レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明いたします。

一番下の段、③総合区で実施ですが、現在、区役所及び保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担について繰り返しますと、総合区へは、現在の局の仕事のうち、住民に身近な仕事を中心に移します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事などは引き続き局で実施します。また、総合区へ移す仕事の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移す仕事が多くなります。

続いて、15ページ、職員体制をお開きください。ここでは、総合区の仕事の増加や、合区による職員数の増減の試算をお示しします。職員数の増減イメージとありますが、基本的に総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページ一番下の③総合区移行時の職員数の変化の試算結果に示

しています。表をごらんください。A案では、5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数の減少を示しています。B案では、5区の場合は黒い三角で減少、8区の場合はほぼ変わらず、11区の場合は増加、C案では、いずれの場合も職員数が増える結果となっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印、一定の仮定のもとでの試算であり、確定した数字ではありません。職員体制を簡単に繰り返しますと、A案からB案、C案になるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員数は増えます。また、区の数が5区から8区、11区と増えるほど職員数は増えます。

続いて、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベル（案）ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、今回お示しする総合区の概案は、真ん中の表の職員数を線で囲っていますが、A案は8区と11区、B案は5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれ詳しく説明いたします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区の場合、区の数8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の総合区の事務内容をごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。おのおのの枠内で点線で囲んでいるのは現在の区役所の事務です。A案の総合区では、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施中の児童いきいき放課後事業が総合区長の責任で行われることとなります。また、まちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区へ移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例をお示ししていますが、その一部について、前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去は、区役所とは別の組織の建設局の工営所が行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、ご要望に対し、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数の見直しなどがより迅速かつきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に記載のとおり、総合区になっても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻って19ページをお開きください。次に、B案の総合区ですが、区の数5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内での設置が見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事は白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営、民間保育所の設置認可です。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、再び前のスクリーンをごらんください。こども・子育て支援施策の例です。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。認可保育所設置のフローのとおり、現在は、中ほど②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定は区長の仕事ですが、③事業者の募集・決定は市長の仕事となっています。図の右側、総合区になりますと、②の地域調整から③事業者の募集・決定までが一元的に区長の

仕事になることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただいて21ページをお開きください。C案の総合区では、区の数5区であり、職員数は現行から一定の増員が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印、例えば、こどもの分野では、児童虐待対策としてこども相談センターの運営が加わります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移します。

C案の総合区で期待される効果ですが、もう一度前のスクリーンをごらんください。3つの具体例から、こども相談センターです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告・相談を24時間365日体制で受け付けていますが、対応が必要な事案は、こども相談センターとは別組織の区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織となり、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待できます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案の説明です。

何度も恐縮ですが、資料に戻って23ページをお開きください。今後の検討事項を説明します。まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示ししましたが、区の名称を初め、どのエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区役所をどこに置くのかについても今後検討していきます。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備に係る費用や、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても、今後具体的に検討していきます。

その下、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会でのご意見や市会でのご議論を踏まえて、最終的に1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案は、今回お示した3つの案から選ぶのではなく、皆さんからのさまざまなご意見などを踏まえ、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として、引き続き局で実施する事務の内容例を、続く25ページから28ページにかけては、参考として局と総合区の事務の分担の詳細を一覧表にしています。さらにめくっていただいた29ページですが、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関する参考資料を添付しています。

以上が第2部の説明です。

では引き続き、第3部「特別区制度」を説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことですが、この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかのイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧特別区設置協定書や平成27年4月の住民説明会

パンフレットなどの考え方をお示ししており、今後、皆さんからのご意見を踏まえ、改めて制度案の検討を進めていくことになります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要ですが、特別区とは、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体であり、選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民に身近な施策を行います。

次に、(1) 特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域で、政令指定都市などを廃止して、特別区の設置が可能となりました。

次に、(2) 法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、大阪市などの政令指定都市の制度です。右側が、東京都の新宿区や渋谷区などの特別区制度です。

表の2から3段目をごらんください。自治体の首長は、政令指定都市は市全体で1人の市長、一方で、おのおのが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。議会について、政令指定都市は市全体で市議会が、特別区では区ごとに区議会が置かれます。

4段目、主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。真ん中のイメージ図は、特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをお示ししています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営などの住民に身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業振興や広域的なインフラ整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側、大阪市は廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備などの広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決める必要があるのかと、特別区設置までの手続をお示ししています。

まず、(1) 特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府、大阪市の両議会の議決を得て、特別区を設置するための特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、(2) その協議会において、右下の太線内に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた8項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、(3) 協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、(4) 特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、(5) 総務大臣の決定によって特

別区の設置となります。

以上が、特別区制度についての説明です。

続いて、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年5月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方を説明します。35ページの参考資料をお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、中央区の5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄に示すように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の地図をごらんください。吹き出しに、区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としておりました。

ページ下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所などで実施している事務は引き続き現在の区役所などで行うこととし、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

続いて、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年実施の住民説明会での質問票への回答を引用し、当時の考え方をお示ししています。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区案としたこと、さらにその下、本庁舎の位置については、住民からの近接性、交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさない趣旨から、大阪市会の議員定数86人を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけは、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問・意見です。この後の各項目ごとに当時の主な質問・意見を同様にお示ししています。

続いて、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民に身近な仕事として、戸籍、住民基本台帳、保育など、またその下の広域的な仕事として、成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側の図、特別区は住民に身近な仕事を、図の下側の大阪府は広域的な仕事として大阪全体の成長、都市の発展などにかかわる事務を担当するなど、役割を明確化するとしていました。

続いて、38ページをごらんください。(3)一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、サービスの実施に当たり公平性、効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険事業などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うとしていました。

次に、(4)職員の移管(特別区の職員体制)ですが、黒チョボの1行目に近隣中核市

5市をモデルとあります。米印をごらんください。これは、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市などの5市であり、これらの職員数をモデルに各特別区の職員体制を整えた上で、広域的な仕事の大阪府への一元化に伴い必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管するとしていました。

では、39ページをお開きください。(5)税源の配分・財政の調整についてですが、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪府で課税、徴収している税金を、特別区と大阪府に分け、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理して、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差是正のため活用することを示してしていました。

次に、40ページをごらんください。(6)大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用している施設や、大阪府が持つ株式などの財産や市債の返済がどうなるのかを示してしていました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスを進める上で必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。2つ目のひし形、株式、大阪府が積み立ててきた基金は、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪府で既に発行した大阪府債、いわゆる借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

さらにその下、(7)大阪府・特別区協議会についてですが、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議・調整し、その下、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしてしていました。

最後の(8)は特別区設置全般にわたる当時の主な質問・意見です。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区につきましては、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえ、今後、検討してまいります。

なお、41ページには参考資料として旧協定書における特別区のイメージを、また、資料を挟み込んでいますが、現在でも大阪市のホームページで平成27年の住民説明会での全ての質問と回答をごらんいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。これよりお時間の許す限り皆様方からご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張等といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼でございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、ご容赦願います。

それでは、まず最初にただいまの説明に対するご質問からお受けしたいと存じます。ご

意見につきましてはその後お伺いさせていただきますので、ご了承願います。ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら私のほうで指名させていただきます。担当がお座席までマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問、意見は発言機会1回につき1つといたしまして、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジなど進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、まずはご質問のある方、挙手をお願いいたします。そしたら左のブロックの前から3人目の通路側の方。

(市民)

12ページに総合区の効果と課題というのが書かれてるんですけども、特別区については効果と課題というのは書かれてないのでしょうか。多分課題があると思うんですが、課題についてご説明いただけたらと思います。

(吉村大阪市長)

特別区について先ほど申し上げたとおりまだ今具体的な案があるというわけではありません。ですので今後この特別区の案というのをつくっていくのは、じゃ、どうしていくのかといえば、法定協議会というのを立ち上げて、そこで議論するというのを実行する、そんなところをつくっていかないとなかなか個別の具体的な案というのはいき上がらないので、今ちょっとこの中で具体的な案はないということになります。ただ、効果と課題という意味であれば、やはりそういう意味で特別区の具体的な案ができないと、具体的な効果と課題というわけじゃありませんが、やはりこの効果という意味においても、ここは総合区の効果というふうに書いてますが、特別区においては自治体になりますから、住民の皆さんで身近なことを決定していくことができる、それは大きな効果だと思っております。今の大阪市と比較して。それから二重行政の問題についても、今の大阪市と大阪府の関係と比較しても、ここは制度的に解消されるというのは大きな効果だと思っております。課題については、これは新たな制度になりますから、じゃ、どこに庁舎をするの、あるいは人員が何人ぐらいになるの、それはコストでどれぐらいかかるの、そういったことは今試算はできてないですけども、案をつくっていけば試算しますけどね。そういったことは1つ課題になるのかなというふうに思っております。

(市民)

庁舎の場所だけですか。

(吉村大阪市長)

コスト面とかいろんな面の課題を今後当然議論してつくっていかなくちゃいけないだろうなということです。

(司会)

それでは次の方、挙手願います。そしたら右のブロックの方。

(市民)

一昨年の住民投票のときの説明会ではいろんな制度案が説明されたと思うんですよね。今も旧の制度案についての説明があったんです。この中で住民投票の否決されたというのは、1つは大阪市の廃止、それから2つ目は一部事業組合、これ100以上の事業組合をつくって、議会を通さないで健康保険料とか水道料金を言うたら協議会の中で上げていくと。それから3つ目が税源の配分の問題だと思うんですよね。いろいろ数値書いてあるんですけども、端的に言えば3分の1が、私たちが納めた税金の3分の1が直接市に還元されると。あとの4分の3は府のひもつきで財源が還元されると。それからもう一つは、4つ目は、二重行政の無駄と言われたんですね、最初。4,000億の無駄があるとされていたのが、途中800億になって、最後はないと。橋下さんはそんなことどうでもええというふうなことを言われましたよね。今吉村市長は、きょう具体的な制度案を提案できないんやと言われましたよね。きょう何のための説明会なんですかね。総合区案については先ほど説明ありました。ある程度わかりました。そやけど特別区において何も制度案についての説明がない。今後議会を通してこれは進めていくと言われてますよね。こういった説明会をまたやられるんですか。ごめんなさい、もう一言だけ。まさか今度住民投票に提案されるのはこれと同じような、あるいはこれに似たような。今僕4つあって市民否決しましたと言いましたよね、住民投票。こういったものをまたぞろ、また同じようなものを出されると、これだけはやめていただきたいんですけれどね。一遍否決されてますからね。これに似たようなものを出されるのはぜひ勘弁してほしいと思いますわ。9億円の無駄ですわ。

以上です。

(吉村大阪市長)

確かに一昨年の5月17日否決されました。69万と70万で。賛成が69万、反対が70万。否決されたので一昨年の特別区の案というのは今ありません。でも大事なのは、そこでもちろん70万で否決されましたが、69万の方、約半分ですけれども、その方は新たな大都市制度に踏み込むべきだということで投じた方がいるのもまた事実なんです。もちろん反対ですから今ありません。そんな中で一昨年の11月の選挙のときに、当時知事も僕もそうですけれども、もう一度、やはり大阪には課題があるから特別区をつくる案をやらせてくださいというのを訴えました。全てのテレビの討論番組で言いました。当時は5月17日に否決されたのに何を言ってるんだと反対派の方からは言われましたけれども。舌の根も乾かないうちに言われて、当時はそんなことは終了だと至るところで言われましたが、僕は正面から訴えてきました。そのときに僕が選挙で落とされて、それが大阪市民の判断であれば、もうこれは今終了してたでしょう。しかしながら大阪市民の皆さんは、やっぱりそういったことは続けるべきなんじゃないのという意見が多かったのも事実なんです。結果の票数で見ても60万票と、反対の方は40万票ですから。これはもうやっぱり大阪市民の方はこういった議論を続けてしっかり大阪の大都市制度を考えてねという声大きいのもまた僕はこれ事実だというふうに思っています。ですので、僕は今後市長になったときにこれをや

る上で、住民投票をもしやるときに、決まったときだけやるんじゃないなくて、市長になってからも丁寧に丁寧に議論というのは積み重ねていこうという考え方でやっています。もちろんこの特別区をするのであれば法定協議会というのがなければできないわけですけど。です。で今回特別区というのも法定協議会がない。でも特別区というのはこういう制度があるんですよ、それから特別区だけじゃなくて今議会が言ってる総合区というのもこういう制度があるんですよというのをしっかり皆さんにご説明して、これ今24区全部回ってます。これをやって皆さんからいろんな意見を聞くというのは僕大事だと思っています。そもそも絶対にこういった制度改革はだめだという人からすればこの会というのは無意味なものになると思っていますが、そうじゃない大阪市民の方がたくさんいるというのもまたこれ事実だと思うんですね。僕はその民意を受けてここにいますから、じゃ、議論のやり方というのは丁寧にやっっていこうというので今やっていますので、無駄だと思いません。もちろん今特別区案というのがないから具体的なこの案ですというのはできないですけど、もし法定協というのが議会の皆さんの同意を得て、じゃ、それつくっていきましょうとなれば、その案をつくれれば、もちろんそこで皆さんにまた丁寧に説明する。その積み重ねが私は大事だと思っています。これまで市長と知事がこうやって、ちょっと振り返っていただきたいんですけど、橋下市長、松井知事、僕と松井知事になる前にこうやって住民の皆さんと対話するとかそんなことはあったのかなと。大阪の将来について対話する。賛成、反対ありますよ。でも、それでも対話するというのがありましたかと。大阪の将来を本当に考えるような、これまでやってきましたか。そうじゃないというふうに思っていますので、僕らは丁寧に積み重ねてやっっていこうとというふうに思っていますので、無駄だとは思いません。

(司会)

すみません、拍手のほうは結構でございます。

ほかにご質問のある方おられますか。そしたら真ん中のブロックの後ろから3人目の赤いセーターの。

(市民)

一度やっぱり否定されたものですから、それはもう終わりだというふうに考えたほうがいいと思いますが、市長さん。ヤジされる方は退場と聞いておりますが。

(司会)

発言者以外の方は、不規則発言のほうはやめていただきたいと思います。

(市民)

私は何で今の24区ではいけないのかなと、お話聞いた中でもやっぱりその思いは変わりません。説明書の11ページに現在の行政区長の権限を強化させた区の制度やと書いてるけれども、今の区の制度を強化させたら別に総合区というのは必要ないんじゃないかなというふうに思いました。今後30年間に発生が予想される南海トラフがありますよね。地震とか。その防災対策というのは今ほんまに待ったなしに行われています。ここにも書かれ

ていると思いますけれども、いざ救援に馳せ参じていくという職員の体制が今非常に不十分だというふうに聞いております。本当に特別区とか総合区のそういう制度の議論ではなくて、今この24区で私たちの命を守るまちづくりというところに緊急にやっぱり早急に取り組むということが私は大事やと思っております。その辺ではどうお考えでしょうか。

(吉村大阪市長)

防災対策、これは個々の政策。今僕と松井知事がそれぞれ与えられてる立場でこれについてベストを尽くすというのは当然だと思っております。当たり前なんです。それは今やっています。津波の震災の防潮堤の、大きな南海トラフが起きれば、ここは地震として地盤が弱いよというところについては、大阪市、大阪府、津波の種類変わリませんから一緒に計画を立てて、じゃ、ここから早くやってみようというようなことの計画も実際にやっていってるわけですね。例えばですけど、大阪市内でいくと大きな川に水門があるんですけど、水門の外にある居住地域でまず地盤が弱いところ、そういうところをまず優先的に進めていく。そんなことも市と府で協力しながらやっていってます。これはやるのは当たり前なんです。それから避難したときの救援物資というのは今まで34万人分の1日分の物資でしたけど、今僕54万人の3日分の物資をやったりとか、そういったことも大阪府と大阪市もいろいろ協力しながら計画を立ててやっていってる。これはもう当たり前なんです。よく、24区回って大体出てくるんですけど、制度の話をするぐらいやったらこういった防災対策をやれとか言われますが、これ二者択一じゃないんです。防災対策をやるのは当たり前で、今この体制でもやってる。ただ、大阪の将来を見たときは、当然大阪の将来を見たときのまちづくり、都市のあり方というのはどうなの、だからそれで制度の話をしないうという理屈にはならないですから、それは当然やっていくべきだというふうに思ってますし、その制度を変えるのも、この防災について今僕と松井知事で一緒の方向を向いてますから、そういった大阪全体の防災対策というのはできますけど、当時平松市長と橋下知事の時、大阪全体の防災対策なんて意見が一致しないということで全然できなかった。そんな経緯もあるんです。それで本当にいいんですかと。これ大都市制度に結びつける気はないですけども、そういった災害対策非常に重要です。市民の皆さんの安全と安心、命を守るというのは一番大事な市長の仕事だと思っておりますので、それは優先してやるのは当たり前。これはやってるんです。それを、この大都市制度の議論をしたらそれがおろそかになるということ自体がちょっと違うんじゃないかなというふうに思ってます。これはしっかりやっていますし、これからもやっていきます。

(松井大阪府知事)

今ちょっと南海トラフの対策についてご意見が出ましたので、これちょっと僕と橋下市長のときにスタートさせたのでちょっとご説明させていただきます。

南海トラフの対策というのは平成25年にスタートいたしてあります。本来は南海トラフ巨大地震に対して大阪全体の防潮堤の基礎強化、それから地盤改良、液状化をしないようにと。これ何とか対応を早くしなければならぬというのはもう20年ぐらい前から言われてきました。でも事実として僕と橋下市長になるまでは手つかずでできませんでした。なぜか。淀川沿いに南海トラフの地震が来たときに津波を防御するための防潮堤はたくさんありま

す。その防潮堤の淀川沿いで、右と左で、大阪市が管理する防潮堤と大阪府が管理する防潮堤と水門、それぞればらばらなんです。だから大阪府だけがやったところで大阪市側が同じように対応しないと、片方だけやっても津波は陸地に入ってきます。でもこれ事実なんですよ。平成25年、僕と橋下市長になって、先ほどこの前のパネルにありましたけど、南海トラフ対策というのをまとめない限りはスタートできませんでした。要は意見が合わなかったから、10年、20年前からこれ危ないと言われてたけれども、できなかつたんです。地震はいつ起こるかわかりません。今辛うじてまだ起こってない時点で防潮堤の基礎強化と地盤改良をスタートできた。今から7年間で大阪全体の防潮堤の基礎強化、地盤改良は完了します。大阪市内の厳しいところ、ゼロメートル地帯と言われてるところからスタートさせました。これは今年度末でゼロメートル地帯の部分については大体基礎強化と地盤改良が終了します。これは工事に着手したからです。平成25年に。着手できなかつたんです。大阪府と大阪市が考え方がばらばらのときに。これからこういうばらばらのことをもうやめましょうよというので、我々はそういう大きな事業は一元化をして進めていける体制をつくりたいということのをこれまでも言ってきたし、これからもそれを言い続けたいということです。

(司会)

ほかにご質問ある方おられますか。そしたら右のブロックの4列目の方。

(市民)

東淡路から来ました〇〇〇といいますけど、先ほどこの方がおっしゃってたように、現状の24区で何であかんのかと。特別区せなあかんのかという質問と、もう一つ、二、三あるんやけど、35ページに……

(司会)

すみません、ほかも手を挙げられておりましたので、1つそれについてお答え先にさせていただきます。ただければと思うんですけれども。

(市民)

35ページに、北区の中に東淀川区が入るとるわけや。その前は、東淀川区、西淀川区、淀川区とかそういうところが1つの区になるときは、東淀川区は反対が多かった。区民が。うわさでは。事前調査では。そやけども、ここに書いてあるように東淀川区が北区に入ったから。北区とか中央区とか西区とかいうところはみんな事業所があって資源が豊富な区なんや。わかるやろう、市長。それが今は24区どこの区に住んどつても義務と権利はみんな市民は一緒なんや。そやけどこういう特別区になったら金持ちの区と、南区のほうの平野区とか東住吉区とか大した事業所もない住宅が多いところは金がないわけや。そやから不公平になる。そやからそういうことも考えなあかんと思うねん。それと、今私が市長になったのはえらい自分のあれみたいに思ってるけど、あんたが市長になったのは組織で市長になったんやないかい。そんな……

(司会)

すみません、ちょっと開催趣旨と違いますので。

(市民)

それと地下鉄の民営化大反対。

(司会)

ご意見として伺いますので。ほかの方も挙手されてますので、そろそろまとめていただきたいと思うんですけども。

(市民)

地下鉄反対やぞ。

(司会)

ご意見としてわかりましたので。マイクのほうをすみませんがお返してください。

(吉村大阪市長)

まず特別区についてまだ案はないですけども、こうすべきだという貴重なご意見だったのかなというふうに思います。

それから、私自身が市長になったのも、市長選に出たときに全く無名です、僕は。じゃ、何で選んだの。僕そのほうがよかったと思うんです。もし僕がすごいテレビに出た有名人であれば、あんた有名だから選ばれたんじゃないのということになるとは思います、僕全然の無名です。無名で選ばれたのであれば、じゃ、何でなのというところとやっぱりそこは政策なんですよね。じゃ、政策何掲げてたのということ考えたときに、マニフェストの1枚目には書いてますけど、特別区を新しくやらせてほしいというのを書いて、そして多くの市民の皆さんが投じていただいたと思ってます。だから僕は政治家なんていうのは偉いとも何とも思ってないです。ただ市民の皆さんが政策に対して投票していただいた。そうであるならば、それに対して忠実に実行していくのがやっぱりこれは選挙で選ばれた人間の役割なんじゃないのかなというふうに思ってますので、私に1票を投じてくれた方は政策に対して投じてくれたと思ってますので、これからもしっかり続けていきたいと思ってます。

(司会)

進行の都合なんですけれども、質問は一旦これまでとさせていただきます、これからご意見のほうも頂戴したいと思います。もちろんご質問がございましたら、その際にご遠慮なくおっしゃってください。意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務でありますとか区の数、区割りについての重視される点など、総合区制度、特別区制度に関して自由闊達なご意見を頂戴できましたら幸いです。

それでは引き続きご意見ある方、挙手願います。そしたら右ブロックの2列目の通路側の方です。

(市民)

〇〇〇と申します。

前の一昨年の選挙のときにおっしゃってた問題から、今回の総合区出ておりますが、課題ということでこの中に出ておりますけれども、特別区になってもその課題というのは案外共通してる課題が出てくるんじゃないかなと。今後吉村市長が新たに特別区を洗い直して出すとおっしゃっておりますが、そう極端な差のある課題は、変わらないんじゃないか。局をどうするかということが一番大きな課題ではないかなというふうに思っております。それと、19年度に住民投票を行いたいということを知事とお二人おっしゃっておりますけれども、これはやはり大阪市を特別区へ移行するという、それが本当の気持ちですね。流れとしてそうしたいということじゃないんですか。そういうふうに私は解釈しておりますけれども、いかがでしょうか。

(吉村大阪市長)

平成30年度に住民投票をしたいというのは思いです。今案はありません。これをやっていく。我々は評論家でもないの、これは選挙で約束したことです、これはもう実行したいと思っております。そのためにはいろんな手続を、今後法定協議会とか重ねていく必要がありますが、その手続を重ねていって、僕はその住民投票を実行したいと思っております。じゃ、その住民投票、別にそれ自体が目的ではなくて、先ほど何で24区やったらあかんのという話もありましたけど、これからの大阪を考えたときに、今ある大阪の課題を解決する仕組みをちゃんとつくって、成長する大阪というのをしっかりとつくって、今後誰が市長、知事になってもやっぱり力強く大阪が成長していけるような仕組み、住民の皆さんの近くで物事が決定できるような仕組みというのをちゃんとつくって、そういったものを次の世代にもしっかりと渡していこう、そして大阪がもう一つの東京に対する軸になるような、そんな大阪を目指したいという政治的な思いであります。ですので住民投票やりたいというのは、別にそれ自体が目的じゃないんですけれども、手続としてやっぱりそういうことが法律上必要になりますので、それをやっていく。ただ、今回の集会というのは先ほど申し上げたとおり特別区、総合区、どちらかを選んでくださいという政治集会じゃありませんので、どちらですというわけじゃないですけど、そういう思いでやっていますし、それは選挙で選んでいただいたということもあるので、しっかりと実行していきたいと思っております。

(司会)

ほかにご質問。そしたら真ん中のブロックの後ろから3人目の通路側の。

(市民)

城東区から来ました。

最初のほうで言ってもらってた二重行政の解消をして大阪を強くする、大賛成なんですね。大賛成なんですけれども、いろんな案があると思います。今のままにするとか、24区全部そのまま総合区にしてしまうとか、きょうの冊子の中に入ってるA案、B案、C案あ

と思うんですけれども、どれもこれも二重行政の解消につながるというふうにはやっぱり思えないんですよね。松井知事も吉村市長も特別区に移行したいというのはよく聞いてますしわかるんですけれども、だから総合区のほうの説明をはしょるとか適当にごまかすとかして、二重行政の解消には総合区のほうはうまくいかないんだというふうにとっても読めなくて、本当に真剣に読んでも二重行政の解消にはつながらないような気がします。そこで特別区しかやっぱり解決策としてないというふうになってしまうんですけれども、そのあたり知事、市長、どうでしょうか。

(吉村大阪市長)

二重行政の解消、これも制度的に解消するというのであればやはり特別区だろうというふうに思っています。ただ、じゃ、総合区の場合どうするのということについていえば、やはり総合区の最終的な制度の価値観としては、僕はやっぱりこれは話し合いで解決すべきだというのが背景思想だと思うんです。今知事と僕とで話し合いでいろいろ解決して進めていってます。政治家なんだから話し合いで解決していくべきだろうと思う人もやっぱりいると思うんです。先ほど言いましたけど私の選挙でも40万の方は反対という形に入ってる。5月17日も70万の方がいろんな考え方の中でもやっぱり反対という方も入ってるというのがある。その中で、やはり大阪市という行政体を抜本的に改革するんじゃないかと話し合いで解決する道を選ぶべきじゃないかというふうな、そんな価値観の人もいると思うんです。僕は特別区論者ですよ。でも僕はその反対の価値観を完全否定はしてませんのでね。今議会というのは総合区でやるべきだということが基本的な主張になってますので、大阪の行政というのは市長と議会両輪で動いてる。そうであるならば、特別区についても総合区についてもベストな案をつくっていく。そして最後は主権者である住民の皆さんに判断してもらうべきだというふうに僕は思ってますので。反対意見は絶対反対と僕は思っていないので。ただ、最終的には住民の皆さんに決めていただく。そのためのベストの制度をつくっていくべきなんじゃないのかな。総合区についての背景思想は話し合いで解決しましょう。それがいいと思ってる方もたくさんいて、僕はその価値観を否定しないですけど、もう一方で制度的に解決していこうと。過去全然府市合わせ（不幸せ）だったじゃないの、できないんじゃないのという価値観の方もたくさんいらっしゃるから僕が今ここにいる理由の1つにもなると思うんですけれども、そこはやっぱり背景の制度の違いがあり、そして価値観の違いがあるんじゃないのかなというふうに思ってます。だから僕はそういうふうに思ってますけど。ですので今回の説明会でもちょっとまどろっこしい言い方はしてますけれども、二重行政を制度的に抜本的に変えていくんやったらやっぱり特別区だろうと。話し合いで、お前ら政治家なんだからこれからもずっと解決していけよと。二重行政についてですよ。たとえば、僕は総合区だと思われる方もいるんじゃないのかな。いずれにしても、どちらの案もベストな案はつくっていききたいとは思ってます。

(司会)

ほかにご質問ある方おられますか。そしたら右ブロックの後ろから4列目の。お願いします。

(市民)

今二重行政がまるで悪であるような発言があるんですが、必要だからあったものなんです。その歴史を皆さん忘れてると思います。二重だから1つにしてみましたいいねというのは、これは乱暴な理論です。みんなが、市民とか府民が必要だと思ってつくってきたものなんです。それはしっかり踏まえないといけないと思います。

それから、総合区も特別区も私は合区という点では反対です。私の意見です。というのは、区役所が身近にあるから年寄りとか障がい者は行けるんです。近くにあるから。でも合区されたら、私たちは東淀川というのは大阪市の一番端ですから、多分ここは支所になると思います。その可能性は大だと思ってます。そうすると、以前に提案された特別区では北区まで行かないといけないわけですよ。年寄りとか障がい者が一々交通費使って時間使って行かないといけないわけですよ。だから行政というのは身近にあってこそ行政なんです。そう思います。

(吉村大阪市長)

ご意見ということですけど前提に誤りがあるので、ちょっと誤りの部分だけ正したいと思います。総合区の場合もそうですし特別区の場合もそうですけど、今ある東淀川区の区役所でやってる窓口の機能、区役所機能というのはしっかり残ります。残るんです。だから皆さんが、今先ほど高齢者の方とか障がい者の方が窓口に来られてする手続というのはきっちりできるようになります。あたかもこれがなくなるんじゃないかみたいなことを言われるようなことがあったんですけど、そういうことは一切ありませんので、そこはご安心いただきたいというふうに思います。

(司会)

ほかにご意見ある方おられますか。そしたら真ん中のブロックの一番後ろの方。

(市民)

大阪の歴史というのは商人のまちだと思うんです。それを、今お聞きしましたら、このパンフレットのご説明をお聞きしまして、はっとするようなあれがないんですね。意見が、お、これはというような。それはなぜかという、やはり上から目線の作成だったと思うんです。この大部分が。だから、いま一度市民及び企業その他から意見を聞いて、アンケートをとって、じゅうたん作戦できめ細かい意見を吸い上げて、いま一度作り直すということはいかがですか。

(司会)

ただいまのご意見もそうですし、ここでいただいた意見、いろんな意見を踏まえてこれから制度の設計づくりしたいと思いますし、お手元の意見用紙のところにこういった観点で考えるべきじゃないのかとか、区数とか、先ほどご質問ありましたけれども住民サービスの問題であるとか、こういったことはきっちり今のところでもできるように残すべきだとか、その点をきっちりご意見をいただいた上でこれから総合区制度、特別区制度について

てそれぞれ検討していきたいと考えてる次第でございます。

ほかにご意見おられますか。そしたら真ん中のブロックの5人目の方。

(市民)

質問された方のご意見もいろいろ拝聴しながらお聞きしとったんですけれども、先ほど来市長も知事さんも特に住民の安心安全という面での防災の観点ということをしっかり持っているというお話でありまして、それは本当に大事なことなので、そういった観点を持ってらっしゃるということでしたらしっかりやっていただきたいというのは私も同じ思いです。ただ、本題に入りますけれども、住民の安心安全、それと住民サービスという観点から、今回、きょうの集まりでお聞きしてる内容を見ますと、やはり行政のトップ、行政をつかさどってる人たちがどのようにすれば一番やりやすいかというね。先ほども上から目線というふうなお話ありましたけれども、実際のところ卓上でこのように行政をつくり変えれば非常にやりやすいじゃないかというような内容の話がきょうのお話の中で事細かに私たちに示しているという。これは、これだけの内容というのを私も突きつけられたらどのような返答のしようもないような内容ですよね。それこそ経験もあり行政にたけた方が長い時間かかってつくられた内容にさらに吟味をしてこのような説明書をつくられてるわけですから、それを個々に細かくやっても、いや、こうしたいんだからということだけの話しか伺えないわけです。私が言いたいのは、住民サービスとか住民の安心安全というのをこの説明の中でほとんど感じられない。はっきり言いまして行政マンの人たちのシステム遊びというか、システムをつくり変えることによって何か満足をするということで、それに私たち住民もつき合わされてるんやと、そういうような内容として考えます。行政のあり方というものは、長くやはりかかると思うんですよね。今現在24区の中で、ここの東淀川区においてもいろんな形で本当に細かい行政の仕組みを日々検討しながらつくり変えていらっしゃる方もいろいろ聞きますし、頑張ってる区の行政をよくしようという方向であるわけです。そういったことを抜きにして一遍に、ともかく総合区であるとか特別区であるとか、その先には大阪市をなくすという方向を持っている内容というのは、とても私の腑に落ちない部分としてあるわけですね。その内容が心配なのは、大阪市をなくしてしまった後、二度と、取り返しのつかないことが起こったときに、じゃ、もう一回やり直しましょうというようなことにできないわけですから、あらゆるシステムを全部つくり変えてしまった後、じゃ、チャラになってもう一回やろうというようなことはできないわけです。それを、今の権力機構である市長、府知事がこれを何が何でもやりたいという気持ちはあるんでしょうけれども、少し住民目線で、本当に今のままで改革していく必要があるんじゃないかということをお話したいと思えます。

もう一つだけ心配なのは、この続きで今なされてる大阪市の成長戦略の中でカジノ、IR法案を大阪でどうしてもやりたいということで、大阪が博打の胴元になってやろうということが問題だと思えますので、このことについては一言言っておきたいと思ってます。

以上です。

(司会)

そろそろお時間来ましたので、あと一人の方にさせていただければと思います。そした

ら右の列の前から3番目の通路側の。

申しわけないんですけども2時間ということですのでさせていただきます、時間許す限りは。すみません、まずはご質問をさせていただきますので。今ご質問される方おられますので、発言のほう、すみませんが、ほかの方も含めてお願いいたします。何度も申しますがご質問される方おられますので不規則発言だけ、会の進行に支障を及ぼしますので、よろしくお願いいたします。

(市民)

開業医の〇〇〇と申します。東淀川区医師会に所属しております。

医療と介護というのは2025年に向かって非常にどんどん進んでいかなければならないというふうな状況の中で、地域包括ケアシステムの構築、これはちょっと意見として聞いていただきたいんですけども、地域包括ケアシステムというのはやはり地域の特性を生かしたシステムというふうに考えなければなりません。それともう一つは地域医療構想ということ。こういうことを早く進めていかないといけないという状況において、我々開業医というのは、もちろん開業医だけではなくて地域の医療、介護の関係者というのはまさに身近なところにいるわけです。まさにニア・イズ・ベターというところで、それが充実するということが住民にとって非常に安心につながっていくというふうに日々やっております。その点、今の公募区長であるそこにおられる金谷区長が来られてから、医療、介護、福祉の連携というのは非常に急速に進みました。これほど行政の後押しがあれば地域の自主性、それが活性化するというふうなことを本当に実感した次第です。それであれば、24区の特性をよく知った区長の権限を強くしていけばいいのではないかと考えてしまうわけなんですけれども、ただ、財政面等を考えるとそうはいかないのだろうなというふうにも思っております。

1つ言いたいことは、総合区になろうが特別区になろうが、合区になった際に今までそれぞれの区長さんがやってきたことを決して後戻りさせてはいけないというふうに思います。今の例えば東淀川区が5つの区と合区になった際に、やはりそれを統制する区長というのは、今の区長の5倍頑張ってもらわなければならないというふうに思います。決して目配りが5分の1になってはいけません。そういうふうなことがやはり一番行政として大事なことなんだろうというふうに思っています。特に東淀川区というのは病院の数もそれほどございません。北区というのは急性期病院が山ほどあるわけですね。それが合区になったときに地域医療構想がうまくいくのかどうかというのは非常に私としても心配になります。急性期病院が固まってしまふ北区と、先ほどどなたかがおっしゃいますようにやはり東のほうというのは医療的に大きい病院もございませんし、ほかの行政の病院に頼らざるを得ないというところもあります。ですから大阪市が合区をする、分区をするということではなくて、やはり大阪広域として医療としては考えていただきたいと思います。特に二次医療圏というのは、今大阪市というのは260万の人間が1つの二次医療圏になってると。東京を考えると、やはり1つの医療圏は100万までというところが多いと思うんですね。そういうことを考えると、住民の安心ということを考えると、医療圏のことも考えていただかなければならないというふうに思っております。

ご意見として聞いていただければありがたいと思います。よろしくお申し上げます。

(司会)

ありがとうございます。

時間に限りがございますが、まことに失礼ですけれども、ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

これをもちまして意見募集・説明会を終了させていただきます、市長、知事、区長はここで退席させていただきます。皆様方にはご連絡事項がございますので、いましばらくお席のほうでお待ちいただけますでしょうか。どうもありがとうございます。

ご意見等がございましたら、意見用紙をお配りしますので、そこにいろんなご意見を書いていただければと思います。

(市民)

市長に聞いてくださいよ、もうちょっと延びていいかどうか。もうちょっと意見あるんやから。

(吉村大阪市長)

時間を決めてやっていますので。

(市民)

時間決めて説明してないじゃないですか。

(松井大阪府知事)

役所としてはどの会場も同じ時間で同じようにやっています。政治的主張をされたい方、政治の集団としてはこれからも各地域でタウンミーティングというのをやりますから、どうぞそのときに来ていただいて、徹底的に物を言っていただいたらいいと思います。でも、役所としてはどの区も同じルールでやっていますので、ここだけ延ばすというわけにはいきません。

(司会)

意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信をしております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。お配りした意見用紙なんですけれども、会場出口付近で回収いたしております。1月31日まで区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、長時間どうもありがとうございました。失礼いたします。お忘れ物のないように身のまわり、座席まわりをもう一度ご確認の上お気をつけてお帰りください。